

フランスにおける大学・高等教育機関共同体 (communauté d'universités et établissements: COMUE) の設置

— 大学の統合・連携を巡る政策の形成とその背景 —

大場 淳

フランスでは、近年、大学の統合・連携が急速に進められている¹。緩やかな大学間連携の枠組みは、今日の大学を形作った1968年の高等教育基本法（フォール法）において既に存在し、当該枠組みは1984年の高等教育法（サバリ法）でも引き継がれた。そして、1990年には、地域における大学外の教育・研究機関を含んで連携を推進する欧州大学拠点（pôle universitaire européen: PUE）制度が設けられ、1991年から2001年にかけて11拠点が設置された（IGAENR, 2005）。

しかし、今日の大学の統合・連携の推進の直接のきっかけとなったのは、2006年の研究計画法で導入された研究・高等教育拠点（pôle de recherche et d'enseignement supérieur: PRES）である。PRESには幾つかの法的地位が想定されていたが²、いずれの形態も大学を中心とし、地理的に近接する高等教育・研究機関の合意によって設立される連携の枠組みである。その目的を高等教育省³（MEN, 2006）は、効率（efficacité）、認知度（visibilité）、魅力（attractivité）の向上と説明する。PRESは、翌年に制定された大学の自由と責任に関する法律（Loi relative aux libertés et responsabilités des universités: LRU）（以下「LRU法」）でもたらされた大学の自律性拡大（＝「拡大した責任と能力（responsabilités et compétences élargies: RCE）」、以下「RCE」）と併せて、高等教育政策の根幹を占めることとなった。

高等教育省の各種誘導策の下、制度導入翌年の2007年には9地区でPRESが設置され、2013年までに27地区に設置された（高等教育省未認定のPRESを除く⁴）。この間、主としてPRESを対象として次々と財的支援策が打ち出され、特に2008年から公募された大規模補助事業のキャンパス計画（Opération Campus: OC）の受け皿として多くのPRESが設置された。OCは、選定対象は「大学」ではなく「キャンパス」であることを強調し、大学等が結集して共同計画を提出することを促していた。また、科学協力公施設法人（EPCS）であるPRESについて2010年の法改正で、資源の共有化に加えて活動の共通化が規定され、EPCSは国からの認証を受けて国家免状（学位）を発行することが可能になるなど、統合体としてのPRES制度の強化が図られてきた。

PRESとRCEは、フランスにおける高等教育政策の重要な制度的枠組みになるものと受け止められていたが、2012年の右派から左派への政権交代後に伴って、LRU法制定を

制度改悪と見なしていた社会党政権によって、RCEとともにPRES制度は見直されることとなった。そして、翌年7月、高等教育・研究法（Loi relative à l'enseignement supérieur et à la recherche）が制定され⁵、PRESは大学・高等教育機関共同体に置き換えられることとなった。

フランスのこうした改革は、世界的な高等教育・研究機関の再編の流れに沿ったものである（Musselin & Dif-Pradalier, 2014）。本稿は、この大学・高等教育機関共同体（COMUE）に着目し、その制度創設の経緯について検討する。政府及び議会内での検討過程を、数次に渡って作成された法律の草案、各種報告書、審議会等や国会の議事録、記者発表資料等で追いつつ、その他の資料（論考や報道資料）を用いて、誰がどのような思惑で機関間の連携推進に関与したのか、どのような反対意見があったのか、いかなる経緯で最終案がまとめられたのかなどを見ることによって、COMUE制度の背景や内包する課題を明らかにすることとしたい。

1. 大学・高等教育機関共同体（COMUE）制度の概要

高等教育・研究法（第62条；L. 718-2条⁶）は、高等教育省所管の公的（国立）高等教育機関及び連携研究組織は、一定の地域内における教育活動及び研究・技術移転戦略の調整を行う（coordonner）ことと定めている。この地域内調整（coordination territoriale）は連合方式（fédéral）又は連盟方式（confédéral）⁷で行われるが、そのためには、関係機関は統合（fusion）を図るか、集合体（regroupement）を設置して、それに権限を委譲しなければならない（L. 718-2条及びL. 718-3条前段）。当該集合体としてL. 718-3条前段第2号は、大学・高等教育機関共同体（communauté d'universités et établissements: COMUE）と連盟（association）を規定している。どの形態を採用しても、地域内の調整は一つの機関によって実施される。統合の場合は統合後の機関、COMUEを設置する場合はCOMUE、連盟の場合はその中心機関が、それぞれの地域で当該調整の実施機関となる（L. 718-3条第2項）。但し、パリ及びその周辺（パリ・クレティユ・ベルサイユの3大学区⁸）では、複数の機関が調整を行うことが可能である⁹（同後段）。

地域内調整の内容は共同計画（projet partagé）で規定され（L. 718-2条）、これに基づいて国は機関群（établissements regroupés）を対象として契約を行う（L. 718-5条）。また、従来国が国立学生支援センター（Centre national des œuvres universitaire et scolaire: CNOUS）及びその傘下の地方学生支援センター（centre régional des œuvres universitaire et scolaire: CROUS）を通じて実施してきた宿舎や奨学金、保健管理、課外活動支援といった学生の福利厚生について、機関群が関係機関と諮って学生生活の質向上及び福利厚生に関する計画を策定する。それも国との契約に含まれる（L. 718-4条）。COMUE・連盟の契約は共通編（volet commun）と加盟機関毎の個別編（volets spéci-

fiques) に分かれ、後者については各機関で定め、COMUE・連盟の審議対象とはならない（同第3項）。また、契約には州やその他の地方公共団体が参画することが可能である（同第4項）。国は機関群を対象として予算配分することができ、その予算は機関群が加盟機関に配分する（同第6項）。

COMUEの法的地位は、大学と同じ学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人（établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel: EPSCP）である¹⁰（L. 718-7条）。名称・設立規約は全加盟機関の合意で決められる（L. 718-8条第1項）。設立規約には、加盟機関からCOMUEへ委譲する権限の内容、COMUEの評議会（後述）の権限、加盟機関に付設された組織が同等に扱われるための条件が規定される（同第2項）。最後の付設された組織については、法律で教職・教育高等学院（école supérieure du professorat et de l'éducation: ESPE）¹¹が特に言及されている。その設立規約を政令が承認することによってCOMUEは設置される（同第3項）。設立規約は加盟機関の三分の二の賛成を得て、管理運営評議会（下記）の議決で変更が可能である。その場合も政令で承認を受けなければならない（同第4項）。

表 1 COMUE の管理運営評議会・教学評議会の議席配分率（「—」は該当せず）

委員の種類	管理運営評議会（CA _d ）	教学評議会（CA _c ）
加盟機関の代表 ^a	10%以上 ^b	—
外部者	—	入れなければならない ^c
加盟機関の合意で決められた有識者	合わせて30%以上	—
企業、地方公共団体（州及びその他）、自治体間協力公施設法人 ¹² 、各種団体		
教員（研究職を含む）	合わせて50%以上	合わせて70%以上 うち60%は教員
学生		
教員外職員		

（注）

- 全加盟機関の合意がある場合、CA_dに置かなくとも良い。その場合、次の種類である有識者は各加盟機関が任命する（L. 718-11条第2項）。
- 加盟機関数が10を超える場合、この割合を最高40%までにすることができる。それに応じて、それ以外の委員の割合を均等に縮小する（L. 718-11条第6項）。
- 外部者については、他大学・研究機関の教員・研究者が想定されている。

出典：高等教育・研究法を基に作成

COMUEには、管理運営評議会（conseil d'administration: CA_d）、教学評議会（conseil académique: CA_c）、加盟機関評議会（conseil des membres）の三つの評議会が置かれる。CA_dは最高議決機関であり（L. 718-9条）、CA_cは教育・研究に関する重要事項を審議する¹³。加盟機関評議会は、加盟機関の代表で構成されるが、加盟機関の構

成組織の長を委員に含むことができる（L. 718-13 条第 1 項）。加盟機関評議会は、CAAd 及び CAc の審議や決定の準備過程において連携し、また、CAAd から COMUE の共同計画の策定、契約の締結、予算の採択に際して事前協議を受ける。契約共通編（前述）については、委員の三分の二以上の多数で採択されなければならない。

管理運営評議会（CAAd）及び教学評議会（CAc）の構成は表 1 のように規定されており（L. 718-11 条第 1 項及び第 3 項～第 5 項）、それに基づいて各 COMUE が議席配分を決定する。CAAd 委員のうち、教職員・学生は直接選挙で選ばれる（同第 7 項）。但し、加盟機関数が 10 を超える場合、間接選挙制を採用することが可能である（同項後段）。また、全ての CAAd 候補者一覧は四分の三以上の機関の候補者が含まなければならない（同第 8 項）、候補者は男女交互（男女のどちらが先でも良い）に提示されなければならない（同第 9 項）。CAAd 及び CAc は、それぞれ議長を選出する（L. 718-10/L. 718-12 第 項）。前者の議長は COMUE の総長となり、その運営に当たる。

以下では、高等教育・研究法において COMUE 制度が設けられるに当たって、同法の制定に至るまでの経緯を追いつつ、その過程でどのような議論があったかについて検討し、COMUE の性格・目的等を明らかにする。

2. 高等教育・研究全国検討会議での検討（2012 年 7 月～12 月）

2012 年、LRU 法に批判的であった社会党政権は、就任後程無く同法改正の検討を開始した。その検討の場として、国民から幅広く意見を聴くための高等教育・研究全国検討会議（Assises de l'Enseignement supérieur et de la Recherche）を設けることとし（以下「全国検討会議」）、同年 7 月、その運営組織として高等教育関係者や研究者等で構成される運営委員会（comité de pilotage）が設置された¹⁴。全国検討会議は、運営委員会内での聴聞・審議及び地方公聴会・全国公聴会等を経て¹⁵、同年 12 月、オランダ大統領宛に最終報告書（Assises de l'Enseignement supérieur et de la Recherche, 2012b）（以下「最終報告書」）を提出した。

最終報告書は、①全ての学生の成功に向けて動く、②研究について新たに高い目標を設定する、③高等教育・研究の全国・地方組織編成を定義する、④女性と男性の活動の理解を深める、⑤高等教育・研究における政府の役割を明確化する、以上の 5 章から構成され、合計して 135 件の提案を行っている。そのうち主要な提案は 27 項目に分類されて、報告書冒頭にある一覧に掲載されている。その 18 番目の項目が③に含まれる大学・高等教育機関共同体（COMUE）の前身である研究・高等教育拠点（PRES）に関するものである。「研究・高等教育拠点を州単位の特別大学（grande université）に転換する」と題する同項目は、提案 95～99 の 5 提案で構成され、その主旨は以下の通りである。

提案 95 PRES を、選挙で選ばれる評議会（管理運営評議会、学術評議会、教務・大

学生活評議会¹⁶⁾を有する民主的な特別大学に転換する。

提案96 特別大学及び研究組織の地域戦略間の連携を発展させる。

提案97 非営利私立高等教育機関との協定に基づく連携を継続して推進する。

提案98 研究活動の盛んな近隣の大学との交流を活性化する。

提案99 地方高等教育整備政策を考慮に入れつつ、新しい特別大学構築政策を打ち出す。

最終報告書は、同項目の冒頭で、機関間の協力の必要性を認めつつも、これまでの連携の枠組みは相乗作用（synergie）を欠いていること、関係機関が多過ぎること、大学は学際性・視認性・効率性に乏しいと言う。しかし、現行の PRES は、大学としての必要条件である民主的代表制を備えていないといった根本的な欠陥を有することから、これを特別大学に転換することを提言するものである。併せて最終報告書は大学統合にも言及しているが、これまでに行われた統合は、執行部に権限を集中させた LRU 法の下で行われており、分権的な組織編成を必要とする特別大学の形成には向かない制度の中で運営を強いられていることを問題として挙げている。

但し、本項目で用いられている「特別大学（grande université）」が、必ずしも既存の制度における大学の規模を拡大したものではないことに留意が必要である。報告書は、「特別大学」の使用は適切な用語が無い故の仮の用法であり、それは、統合（fusion）、連合（fédération）、連盟（confédération）の全ての概念を含んだ組織体であると説明する¹⁷⁾。そして、これまでの大学とは異なることについては、既に PRES の多くが「大学」を含む名称を冠しており、また、世界的に見ても連盟的な組織であるロンドン大学やカリフォルニア大学のような例が存在することに鑑み、報告書で想定されている組織体（機関群）が「大学」と呼ぶにふさわしいものであることを、当該名称採用の理由としている。

特別大学の構築は、上に述べたようなこれまでの連携の枠組みの欠点を克服しつつ、課題の多い PRES からの転換を図るものである。このため、大学にふさわしい代表民主的制度を導入し、また、より多くの近隣の高等教育・研究機関を巻き込んで戦略段階において連携を図ることとしたものである。PRES で課題と指摘された「ミルフィーユ状態」（意思決定過程の階層が増えること）については、戦略の統合を図ることによって解消されると言う。そして、フランス高等教育の伝統的課題である二元制（大学とグラント・ゼコール）並びに研究と教育の分離が克服されることを示唆する。

更に最終報告書は、この特別大学が、州規模での高等教育・研究政策の整合を図る際の主体となることを示唆する。各州が高等教育・研究・技術革新州計画（schéma régional de l'enseignement supérieur, de la recherche et de l'innovation）を策定することとし（提案 100～103）、現状では関係者が多過ぎて計画策定が困難であるところ、これらの関係機関を組み込んだ特別大学が、その連携対象（すなわち契約締結の相手）として

ふさわしいと言う。なお、当該州計画の策定に関連して、国が責任を有する公的高等教育の州移管（régionalisation）を危惧する声が学生・教職員団体や大学長会議（Conférence des Présidents d'Université: CPU）からあることについて、大学等は引き続いて国が所管すべきであり、大学等は主たる契約を国と締結する一方で、それとの整合性を図りつつ従となる契約を州と締結する二重契約（contrats bilatéraux）制を最終報告書（提案 101）は提言した。

3. ルデオ報告（2013年1月14日）

全国検討会議は、LRU法の改正を始めとして高等教育・研究についての改革課題を検討する場として設けられたが、その検討結果がそのまま法令改正に反映されることが想定されていた訳ではなかった。総理大臣のジャン＝マルク・エロ（Jean-Marc Ayrault）は、国民議会（下院）議員のジャン＝イブ・ルデオ（Jean-Yves Le Déaut）¹⁸に全国検討会議に国会を代表して参加するよう求めるとともに、同会議の結論によって必要となる法令改正事項を適切に同定して法改正に備え、全国検討会議と国会の間の良好な接続を図ることを求めていた¹⁹。このように改革の起草段階から国会関係者に関与させることは、法案が国会に提出されてから議論を開始するという通常の在り方とは違って異例のことである²⁰。

ルデオは、最終報告書の提出を受けて、その翌月の2013年1月14日、必要な法令改正・整備に関する報告書（Le Déaut, 2013, 以下「ルデオ報告」）をエロ総理大臣宛に提出した。「大学を改革する、研究を活性化する：成功するためにより良く協力する」と題する報告書は、第1部「大学等の運営と自律性」、第2部「高等教育・研究と地方」、第3部「学生の成功」、第4部「高等教育・研究の新たな躍進に向けて：その活動主体、財源、評価」で構成され、117の提案を含む170頁（うち本文158頁）に及ぶ長大な報告書である（ちなみに最終報告書は87頁）。ルデオ報告の提言で特に重点と位置付けられているのは、高等教育・研究組織の簡略化、大学等の再編のための柔軟な手法の提供、大学のより民主的な運営、学生の進路変更手段の多様化、高大接続の充実、機関・教職員評価制度の改革、高等教育・研究白書の5年毎の策定を通じた国の戦略的役割の再確認、地域単位の総合的契約締結を通じた州の役割の承認、技術革新の促進である（ルデオ報告後書）。すなわちルデオ報告は、複雑で国内外から視認性に欠けるとされるフランスの高等教育・研究制度を整理することを促すとともに、国の責任を明確にした上で州に代表される地方の高等教育・研究政策への参画拡大を求め、そして、その受け皿を作るべく大学等の再編を行うとし、そのための制度整備を提言したものと考えられる。

大学等の再編を取り上げたのは第2部であるが、ルデオ報告はその冒頭でPRESによってもたらされた地域単位の機関再編の動きは過度な分断の解消及び活動主体間の連携

・協力推進にとって不可欠と認めつつも、現在は当該再編に適した法的枠組みが存在しないと言う。最終報告書で提言された枠組みは「特別大学」であったが、ルデオ報告は都市圏（regroupement d'agglomérations）に範をとって「大学共同体（communauté d'universités）」を提言する。加えて同報告は、高等教育行政の地方移管を否定するとともに、全国検討会議ではあまり取り上げられることのなかった国際化進展への対応によって高等教育・研究機関再編が重要であることに言及している。

第2部は、「大学の再編とその協力の推進」、「科学協力財団制度の簡略化」、「地方公共団体の役割、地域単位の政策、地方間の均衡」、「欧州・国際と我が国の魅力向上政策」の4項目について、それぞれ幾つかの提言を行っている。そのうち、「大学の再編とその協力の推進」にかかる提言は以下の通りである。

- ・ 自発性の原則、置かれた環境の多様性、研究組織の参加の可能性を尊重しつつ、全ての州が大学の機関群又は大学共同体、あるいは機関の付設（rattachement）による集合を享受するよう目標を設定する。
- ・ 高等教育・研究における協力のための新たな公施設法人（établissement public）として大学共同体を教育法典に盛り込み、PRESに置き換える。
- ・ PRESを参照しつつ大学共同体の使命を定義する。義務的な使命として、教育・研究、人的資源管理、地域社会との連携、国際関係についての調整を含み、また、高等教育機関の他の全ての活動が任意の使命の対象となり得る。
- ・ 大学共同体に地域単位の契約締結交渉及び予算配分の権限を付与することによって、その活動手段の拡充を図る。
- ・ PRESと比較して、大学共同体の運営の民主化を図る。評議会の構造を大学と同様のものとし、委員の半数を選挙で選出された者とする。
- ・ 一つ又は複数の大学への機関付設制度を充実し、その活用推進を図る。
- ・ 大学及びその他の機関の集合体を簡略化する。中間的構成組織（composante intermédiaire）²¹、各構成組織の中での民主的運営、構成組織への権限移管の可能性といった組織関連規定を選択的に整備する。このほか、既に大学共同体の構成員となった大学の再編を促す特別の規定を設ける。

ルデオ報告は、大学等の再編について最終報告書の提言をほぼそのまま引き継ぎ、更に制度整備の具体化を図ったものと受け止められる。その過程において、PRESに置き換わる大学共同体は、地域における高等教育・研究活動の調整を行うこととされた。最終報告書においては、特別大学が一定の役割を果たすことが想定されていたが、ルデオ報告ではそれを超えて高等教育・研究政策の一端を大学共同体が担うこととされ、また、当該共同体はより統合された組織体となり、契約締結・予算配分において一定の役割を果たすこととされている。そして従前の自律した大学は中間的な構成組織と位置付けられ、独立した組織としての性格を薄めることとなった。そして現在の機関契約（contrat

d'établissement) は、徐々に地域契約 (contrat de site) に移行していくことを提言する。

このための制度として、ルデオ報告は新たな法的地位として「高等教育・研究協力公施設法人 (établissement public de coopération dans le domaine de l'enseignement supérieur et de la recherche)」を提案する。これは、一部を除いて PRES で採用された科学協力公施設法人 (EPCS) の制度が民主制を欠いており (最終報告書の指摘に同じ)、研究計画法に盛り込まれた制度であることに起因して活動が研究 (博士教育を含む) に偏っているとといった問題が EPCS にあることを踏まえて、新たに構想された法的地位である。同法人制度は、連携・協力に関して EPCS 制度を参照しているものの、運営に関しては大学の法的地位である EPSCP 制度を参照している。

4. 高等教育省における法案の検討

全国検討会議での審議及びルデオ報告の作成と並行して高等教育省では法案の検討が進められ、その最初の草案がルデオ報告提出と前後する 2013 年 1 月中旬に公表された (Monod & Stromboni, 2013a) ²²。法案起草に際して高等教育省は必ずしも二つの報告に拘束される訳ではないが、オランダ大統領の意向を受けたジュヌビエブ・フィオラゾ (Geneviève Fioraso) 高等教育大臣は、全国検討会議の審議及びその審議結果をまとめた二つの報告に依拠して法案を作成する方針を示していた。その結果、両報告の提言で法令整備が必要なものの大半がその草案に盛り込まれることとなった²³。

草案は何度か更新されているが、最初の草案では、大学等の再編について、統合、高等教育機関及び研究組織の大学への付設、連合方式 (mode fédéral) の三つの手法が盛り込まれていた。第三の連合方式はルデオ報告で言う大学共同体であるが、同報告とは異なって、草案ではその法的地位は大学と同じ EPSCP である。また、ルデオ報告は構成機関からの権限移管の対象を義務的なものと任意のものに区分していたが、草案では大学共同体の設立規約で規定できるものとした。そして、国の契約対象は個々の機関 (機関契約) ではなく、当初から地域単位の再編後の機関群 (地域契約) とされている。

草案は、高等教育大臣の諮問機関である高等教育・研究審議会 (Conseil national de l'Enseignement supérieur et de la Recherche: CNESER) ²⁴委員に送付されるとともに²⁵、高等教育関係者に幅広く提示され、それに対して各界から意見が寄せられた。大学等再編についての意見は様々であるが、法改正について 6 大学 (大学に相当する機関を含む) の学長の見解を伝えた Monod & Stromboni (2013b) によれば、大学等再編について言及した 5 人の学長は再編の必要性は認めるものの、その在り方については多様な見方を示した。例えば地方小規模大学である西ブルターニュ大学長のパルカル・オリバール (Pascal Olivard) は、PRES を超える制度が「ブルターニュ大学」の構築には必要であると述べる一方で、規模の大きな高等教育機関群を有するレーヌ²⁶が主導権を取ること

に対しての抵抗感を示している。また、大学都市であるモンペリエのモンペリエ第1大学長のフィリップ・オージェ（Philippe Augé）は、大学共同体ではなく、個々の機関が契約を行う現行制度の維持を主張する。更に、ルーアン国立応用科学学院（Institut national des Sciences appliquées de Rouen = INSA Rouen）長のジャン＝ルイ・ビヨエ（Jean-Louis Billoët）は、大学共同体は構成機関からの権限移管を受けて構成されるべきもので、それを大学と同じ EPSCP にすることは制度を複雑にし分かりにくくすると批判する。

その他の者の見解を集約するのは困難ではあるが、例えば前政権下で高等教育大臣を務め LRU 法を成立させたバレリ・ペクレス（Valérie Pécresse）は、一律に同じ制度を適用するような政策は大学の自律性に死をもたらすものと厳しく批判した²⁷。また、有力教員団体の一つである全国高等教育教員組合（Syndicat national de l'Enseignement supérieur: SNESUP）事務局長のステファンヌ・タセル（Stéphane Tassel）は、大学等が30程度に再編されることについて、特に公私が混同されることへ危機感を示した。同氏は、機関群の中に私立機関が入って公費が当該私立機関に廻ることを懸念し、再編の対象は公立（国立）機関に限るべきと述べる²⁸。また、大学共同体については、半数の機関代表が選挙で選ばれるとされるものの、問題は選挙の在り方であり、民主制を強調するのであれば直接投票を採用すべきことを主張した²⁹。

高等教育省は2013年1月末、法案作成に向けて、大学長会議（CPU）との協議を行うとともに、1月31日付で全学長に対して同省の見解を示す書簡を発出した。また CPU 執行部は、同日に記者発表を行い、草案が目標に掲げるところには満足の意を示したものの、解決すべき問題が複数残されている旨の見解を示した³⁰。CPUは大学共同体は PRES からの進歩であるとしつつも、高等教育省への重点要望の一つとして、大学共同体（地域）単位ではなく機関単位の契約の継続を求めている。高等教育省が現在の大学を約30の（特別）大学に集約しようとすることを念頭に置きつつ、それに対して反対の意向を示す形となった。また、2月6日、フィオラゾ大臣は全仏州協会（Association des Régions de France: ARF）を訪問し草案についての説明を行った。同協会は、大学共同体については賛意を示すとともに、その意思決定機関に地方公共団体が含まれていることを歓迎しつつも、地方公共団体の中で州が中心的役割を果たすべきであるとの意向を示した。また、高等教育・研究政策の地方移管に関連して、これまで州は資金を出すだけで政府からは殆ど無視されてきたとしつつも、地方移管についてはその意図も希望も有していないと明確に否定し、信頼に基づく関係構築の重要性を指摘した³¹。

5. 高等教育・研究審議会（CNESER）での審議（2013年2月）

各界との交渉を踏まえて高等教育省は2013年2月8日に改訂草案（以下「2月8日草

案」)を作成し、2月13日、それをもって高等教育・研究審議会(CNESER)委員に送付した。2月8日草案は、大学等の再編について、連合組織の名称をこれまでの「大学共同体」から「学術共同体(communauté scientifique)」に変更した。これは大学を含まない組織を想定したもので、改正教育法典案L.719-11-3条では「(学術共同体が)加盟機関に大学を少なくとも一つ含む場合は、大学共同体の名称を用いることができる」と規定していた。その法的地位は大学と同じEPSCPである。特に批判の多かった地域単位の契約締結については維持されたままであるが、地域契約の中に特約規定(stipulations spécifiques)を設けることとし、それらは各加盟機関の管理運営評議会で採択されるもので、学術共同体の管理運営評議会の審議対象からは外されることとなった(改正教育法典案L.719-11-1条)。

2月8日草案は、草案の提案理由書(exposé des motifs)並びに草案策定に至るまでの経緯等を示した書簡とともに委員に送付された。提案理由書では、フランス全土が約30の大学等の連合体(fédération d'universités et d'écoles)で占められ、それが高等教育省との契約の対象となることが述べられている。特約規定については、提案理由書では条文案説明において簡単に紹介されているに止まるが、書簡の中でフィオラヴ大臣は、地域契約制度の導入が各加盟機関の運営に関する権限に一切影響を与えるものでないことを強調する。すなわち地域契約は、①共有される地域事業、②共同体内部の教育・研究活動の調整、③加盟機関が共有する政策の実施に関わる予算、④各加盟機関に配分される予算を規定するものであって、他の項目を含まず、また、加盟機関の決定に基づかない予算について規定するものではないことを明言した。この変化を捉えてMonod & Stromboni (2013c)は、実質的に機関別の契約が維持されるであろうとの見方を示した。

CNESERの審議は2月18日に始まり、同日及び翌日に様々な論点が議論され、200件以上の修正が草案にもたらされた。そして2月25日に投票が行われ、その結果は、賛成20、反対20、棄権8であった。大学等の再編に関連しては、国が機関群と契約を結ぶ原則は修正されなかった³²。賛成票を投じたCPUは、投票日にCNESERに提出した文書(CPU, 2013)で幾つかの懸案事項があることを指摘しており、その中で「学術共同体」の名称が用いられることに関連して、高等教育・研究機関の再編は大学を中心として行うべきであって、大学を含まない共同体を想定することは問題であるとの見解を示した。しかし、機関契約の維持を主張して地域契約導入に反対していたことについては、特約規定が設けられたことで問題がないとみなしたと思われ、CPU (2013)では言及されなかった。また、先に発言を引用したSNESUP事務局長のタセルは、CNESERの投票に際して、大学等の再編については言及しなかった³³。なお、法令改正の重要な当事者である学生団体は、運営における学生委員の問題(管理運営評議会に占める議席の割合等)を除いてこの問題に関心があまり無かったらしく、最大学生団体であるフランス全国学生連合(Union nationale des étudiants de France: UNEF)の修正要望では言及されな

かった³⁴。

CNESER の投票結果について高等教育省は、LRU 法についての投票が賛成 12、反対 19 であったことと比較して賛成票が大幅に多いことを理由に、概ねの賛同が得られたとの見解を示した (MESR, 2013a)。CNESER の投票は義務的であるものの、その結果は高等教育省を拘束しないことから、これによって同省は法案の国会提出へ向けての手順を進めることが可能となった。

6. 法案の閣議提出 (2013 年 3 月 20 日)

高等教育省は、2013 年 3 月 20 日、高等教育・研究法案を閣議に提出した。CNESER での投票から閣議提出に至るまで法案に幾つかの重要な変更があったが、そのうちのひとつが共同体の名称の変更である。既に「特別大学」から「大学共同体」、「学術共同体」と名称が変更されていたが、閣議提出時には最終名称となる「大学・高等教育機関共同体 (communauté d'universités et d'établissements)」が用いられた。その理由は提案理由書にも記者発表資料 (MESR, 2013b) にも記されていないが、CNESER で CPU が大学を主体とする共同体であることを明確にすることを求めたこと、また、本稿で「学術共同体」と訳される “*communauté scientifique*” が仏語で「科学者の集り」(英語で言う “*scientific community*”) の意味でも用いられることから³⁵、大学が中心となることを示しつつ、誤解を避けるような表現を用いたものと考えられる。

但し、法案は当該用語で統一されているものの³⁶、提案理由説明書では「学術共同体」あるいは「大学・高等教育機関学術共同体 (communauté scientifique d'universités et établissements)」の表現が用いられており、更に前者については「大学共同体」、「高等教育機関共同体」、「大学・高等教育機関学術共同体」のいずれかの名称を状況に応じて選択することとしている。これは、閣議への提案理由書が、基本的に CNESER に提出したもの (2 月 13 日に委員に送付) を踏襲したため (Thouvenin, 2013)、完全に法案に準じたものにならなかった結果と思われる。

閣議においては、共同体の名称変更については議論にならなかったようで、その議事録では大学・高等教育機関共同体あるいは他の名称の共同体について一切言及がない。閣議提出法案では共同体についての規定は CNESER に提出された際の修正がそのまま維持され、また、CPU 等が指摘していた名称の問題も解決したことから、少なくとも意思決定過程に近い者においては、既に法案の内容に多くが合意していたものと思われる³⁷。しかしながら、大学・高等教育機関共同体制度に反対が無かった訳ではなく、例えば高等教育研究者のピエール・デュボワ (Pierre Dubois) は、大学等の再編は大学の上に PRES 以上に強い組織階層を作ることによって意思決定構造の複雑化をもたらすもので、「大規模な毒ガス室」へ向けた道を強制的に歩ませるものであると批判しつつ、他の幾

つかの理由と併せて法案撤回を求めた (Dubois, 2013)。また、リル第3大学 (人文社会科学系の大学) 長のファビエンヌ・ブレーズ (Fabienne Blaise) は、地域契約制度について反対であるとし、当該制度は複雑さを解消するものではなく、リルのようにキャンパスが分かれている地域ではそれぞれのキャンパス毎に契約があるべきであると主張する³⁸。また、パリ第2大学 (社会科学系の大学) 長のギョーム・レト (Guillaume Leyte) は、統合等の大学等再編は学問領域の特殊性を反映せず、自然科学への従属を人文社会科学にもたらし、大学の自由 (libertés universitaires) を失わせるものであって受け入れ難い旨述べている³⁹。

以上のように大学等再編に対する反対意見は依然としてあったものの、閣議で法案が採択されたことによって、高等教育省は法律成立に向けた最終段階に進むことが可能となった。

7. 国会での審議 (2013年5月～7月)

閣議で採択された法案は国会に提出され、5月15日から16日にかけて、先ず国民議会 (下院) の文化・教育委員会 (Commission des Affaires culturelles et de l'Éducation) の審議に付された。この委員会審議では、712件の修正が提案された⁴⁰。大学等再編に関連しては、その在り方の一形態として提案されていた「付設 (rattachement)」に代わって「連盟 (association)」が用いられることとなった⁴¹。この修正は、元の案では付設される機関がそれを受け入れる機関に従属する印象を与えることから、「付設」をより中立的な表現である「連盟」に置き換えたものである (委員会報告書 = Feltesse, 2013)。国民会議本会議は5月22日から審議が始まり、638件の修正案が出された。そして、5月28日、賛成289票、反対248票の結果、法案は国民議会で採択された。本会議では多くの論点が出されたが、大学等の再編については重要事案とはならなかったようで、条文に若干の変更が認められるものの、「付設」を「連盟」と修正した委員会案がほぼそのまま本会議で採択された。

国民議会を通過した高等教育・研究法案は元老院 (上院) に廻され、同院は6月中旬から審議を開始した。法案は文化委員会 (Commission de la Culture) に付され、197件の修正案が提出された。そして審議の結果、6月12日、修正法案が採択された。大学等の再編に関連しては、大学・高等教育機関共同体管理運営評議会の民主的構成の強化が図られ、その結果、その議席の半数以上は教員・学生から選出される委員で占められることとなった。この段階においても再編自体に対する反対論が消えた訳ではなかったが、大きな声にはならなかったようである。本会議での審議に向けて6月18日に抗議デモが街頭で行われたが、再編の見直しはその中の要望には含まれていなかった⁴²。また、元老院の高等教育・研究法案報告責任者であるドミニック・ジヨ (Dominique Gillot) は、取

材に応じて、大学等の再編には問題がなく、小規模校等から寄せられている不安も承知しているが、自律性を尊重した制度であるのでその心配は無い旨述べている⁴³。元老院本会議は、395件の修正案を審議した後、6月22日、賛成172票、反対157票で法案を採択した。

国会の両院で採択された法案が異なる場合、両院の代表者で構成される同数合同委員会（Commission partiare mixte）が開催されて調整が図られる（そこでの調整が不調に終わった場合、下院の案が国会の決定となる）。同数合同委員会は6月26日に開催され、元老院が新たに盛り込んだ大学・高等教育機関共同体管理運営評議会の民主的構成の強化については、元老院案が採択された。また同数合同委員会では、単に両院の法案の相違についての審議が行われただけでなく、幾つか新たな修正が盛り込まれた。その中の一つとして、緑の党の提案によって、より拘束性の低い在り方で連盟の連携を行うことが可能となった⁴⁴。

国会での審議は同数合同委員会での最終案採択で事実上結実した。この案が7月3日に元老院で、7月9日に国民議会でそれぞれ可決され、高等教育・研究法は成立した。そして、同法は7月22日に公布され、翌日官報告示がなされて全ての手続が完了した。

8. まとめと考察

上に、大学等の再編を中心に、右派から左派への政権交代から高等教育・研究法制定までの経緯を見た。大学・高等教育機関共同体（COMUE）を始めとする現行の連携枠組みの検討は、右派政権時代に設けられたPRESについて全国検討会議での課題指摘に始まった。その提案の根幹は、国の高等教育制度の全面見直しの中で、地方公共団体との関係の再定義も含めた大学等の再編、その受け皿となる機関群（特別大学）の設置、並びにその民主的運営であった。ここでは、機関群である特別大学の組織体としての強化（反対にそこに所属する大学等の権限縮小）が目指されており、民主的運営が大学の原則とされるフランスにおいては、そのための制度整備は不可欠であった。

全国検討会議の方針は、その提言を法令に盛り込むための検討を行ったルデオ報告でも基本的に維持された。最終報告書で暫定的とされた「特別大学」の名称は「大学共同体」に置き換えられ、新たな法人格が与えられることとされた。また、当該共同体の管理運営評議会の委員の半数を選挙で選ばれた委員とするなど、民主的運営の具体化が検討された。

最終報告書並びにルデオ報告の取りまとめと並行して、高等教育省では高等教育・研究法案の策定に向けた作業が進められていた。基本的にはルデオ報告を受けた草案が取りまとめられたが、同報告では大学共同体に新たな法人格を付与することとされていたものが、高等教育省の案では大学と同じEPSCPとされていた。また、ルデオ報告では機

関契約から徐々に地域契約に移行することが提言されていたものが、大学等を 30 程度に集約した上で、当初から地域契約を全面的に適用することとされていた。

このように高等教育省案は、大学の統合を推進する一方で、統合しない大学についてもそれに近い組織体を構築することに腐心している様子がうかがえる。高等教育省はその根拠として大学等との連携・協力や教育・研究にかかる調整の必要性を強調するが、調整がもたらす節約効果や交渉（契約）の相手が減ることによってもたらされる行政上の効率も期待される効果として挙げられている。高等教育省が法案とともに作成した効果調査報告書（*étude d'impact*）⁴⁵は、教育プログラムの重複排除や施設や行政組織の共用化による節約、国の契約相手が 150 から 30 程度に減ることによる行政効率の改善が期待できると記している（MESR, 2013c）。

このような高等教育省の方針に対しては、COMUE に参加する大学の自律性を失わせるものとして大学長会議（CPU）を始めとする大学関係者から強い反発があった。その結果、地域契約は維持するものの、その中に各機関の予算配分についての特約規定を設けて、それに関しては COMUE は関与しないことで妥協が図られた。その他の批判としては、運営の民主的性格が薄いことが主として教員団体及び学生団体から指摘されたこと、小規模大学や大学以外の機関はより緩やかな連携の在り方が必要であるといった意見があり、それらは国会での審議において反映されることとなった。

高等教育・研究法は、2013 年 7 月 9 日に最終的に可決され、7 月 22 日に公布された。その結果、高等教育省所管の全ての機関は、統合するか又は COMUE・連盟のいずれかの形態で機関群の構成員になることされ、既存の PRES は法制定から 1 年以内に COMUE への移行すると定められた。2014 年 7 月 22 日が COMUE 移行の期限であったが、実際には全ての PRES において準備ができず、また、一部の地域では連携機関の組み合わせが変わるなどした結果、30 程度と予想された数よりも少ない 25 地域で機関群ができずに止まった。

本稿の目的は制度設置の経緯を追ってその背景等を明らかにすることがあったが、今後の重要課題の一つとして、COMUE を始めとする連携の枠組みが如何に機能しているかを明らかにすることが挙げられよう。意思決定に近い関係者の間では概ね合意が得られた制度とは言え、連携・協力の必要性を認めて COMUE にその場を期待した大学関係者と調整の場として又地域を代表した契約相手としての役割を COMUE に期待した高等教育省との間では大きな認識の違いがある。また、先に引用したようにデュボワは意思決定階層の増加—しかも強化された—がもたらす不効率性を指摘し、同様の批判は組織社会学者のクリスティヌ・ミュスラン（Christine Musselin）も行っている。彼女は、PRES の非民主的性格の解消のため大学と同様の運営方式を COMUE に導入したことは運営を困難にする可能性が高く、また、現在の大学の規模でも統合した戦略を作ることが難しいのに、地域単位で戦略を作ることの現実性に疑問を呈している⁴⁶。いずれにせよ

COMUE等が機能するのは今後のことであるので、引き続いてその動向を追っていくこととしたい。

【注】

- ¹ これまでの経緯については、大場（2014）にまとめた。
- ² 科学利益団体（groupement d'intérêt scientifique: GIS）、非営利社団（association Loi 1901）、公的利益団体（groupement d'intérêt public: GIP）、科学協力公施設法人（établissements publics de coopération scientifique: EPCS）、科学協力財団（fondation de coopération scientifique: FCS）の5種類が例示された。それぞれの法的地位の詳細については大場（2014）参照。
- ³ フランスでは内閣が代わるごとに省庁構成が変わるため、高等教育行政を所管する省の名前が一定しない。本稿では、高等教育行政所管省を「高等教育省」、担当大臣を「高等教育大臣」と記する。
- ⁴ 前述の通り PRESには幾つかの法的地位が想定されていたが、高等教育省が正規の PRES（各種助成の対象）として認定したのは EPCS 又は FCS として設置された PRES のみである。大場（2014）参照。
- ⁵ 法案作成までの経緯については小島（2013）参照。
- ⁶ 「L.」で始まる条文は教育法典の条文である。高等教育・研究法は、教育関係の法律がまとめられた教育法典（Code de l'Éducation）を改正する法律として制定された。大学等の再編に関する条文は高等教育・研究法第 62 条のみであるので、以降教育法典の条文のみを記載する。
- ⁷ 連合方式も連盟方式も機関の連携の形態であるが、後者と比べて前者はより結束が強い形の連携である。
- ⁸ Académie。教育における行政区画。
- ⁹ この規定は複数の機関が共同で地域調整を行うことを認めているのではなく、同じ地域に複数の機関群の並存を認めたものである。各機関は統合するかいずれかの機関群に加盟しなければならない。
- ¹⁰ 公施設法人は、特定の公役務を行うために一定の自律性を与えられて設立された公法上の法人。日本にかつて多く存在した特殊法人に類似する制度である。EPSCPの詳細については石村（1991）参照。
- ¹¹ 大学内に設置された初等中等教育教員養成機関。
- ¹² établissement public de coopération intercommunale (EPCI)。市町村（commune；フランスには市町村の区別が無い）間の協力（交通機関運営や環境整備等）を行うための公施設法人。

- 13 教学評議会は管理運営評議会の諮問機関であるが、同じ EPSCP である大学では、後者の審議では前者の決定を追認する場合が多い。
- 14 委員長は、国立衛生医学研究所 (Institut national de la santé et de la recherche médicale: INSERM) 特別職研究部長で 2008 年ノーベル医学生理学賞受賞者のフランソワーズ・バレ＝シヌシ (Françoise Barré-Sinoussi) が務めた。また、最終報告書を取りまとめた報告責任者は、パリ第 7 (ディドロ) 大学長のバンサン・ベルジェ (Vincent Berger) である。
- 15 同年 9 月末、地方公聴会の前に、全国検討会議は中間報告書 (Assises de l'Enseignement supérieur et de la Recherche, 2012) を提出した。
- 16 学術評議会 (conseil scientifique) 及び教務・大学生活評議会 (conseil des études et de la vie universitaire) は、高等教育・研究法以前の EPSCP にあった評議会である。両者が統合されて教学評議会が設置された。
- 17 その意味では日本語訳も暫定的なものである。仏語の“grand(e)”は、規模の大きさだけではなく、「特別」や「例外」といった意味があり、報告書は本用語の“grand(e)”は“grande école”(グランド・ゼコール)のそれに相当すると述べている。他方、日本語訳においては、大学の例外的法的地位である“grand établissement”の訳に用いられる「特別高等教育機関」(小林, 2013)を参照して、本稿では「特別大学」とした。
- 18 ロレーヌ選出。国会科学技術選択評価室 (Office parlementaire d'évaluation des choix scientifiques et technologiques: OPECST) の副議長を務める。
- 19 2012 年 8 月 3 日付ジャン＝イブ・ルデオ宛総理大臣書簡。
- 20 Villes de France Plateforme enseignement supérieur, *Refonder l'université, dynamiser la recherche : Mieux coopérer pour réussir - Rapport Le Déaut (janvier 2013)*, janvier 2013.
http://www.enseignement-sup-villes-moyennes.fr/page.asp?ART_N_ID=1334&ARB_N_ID=440
- 21 構成組織は機関の内部組織 (大学の例では学部等) であるが、中間的構成組織は自律性が強く、組織内において一定程度の独立した地位を有する組織である。ルデオ報告作成の検討に際して、一部の大学から中間的構成組織が「大学」の名称を用いることを認めるよう要請があった。大学共同体に参加する機関の地位を想定しているものと思われる。
- 22 Monod & Stromboni (2013a) では草案作成日が記載されていないが、筆者が入手できた草案の最も早い日付は 2013 年 1 月 11 日であり、この日のものが最初に公表された草案と思われる。
- 23 2013 年 1 月 31 日付大学長宛フィオラゾ高等教育大臣書簡。この中で両報告間に矛盾はなく、草案はそれらの提言を反映させたものと記している。その内容は、2 月 18 日の高等教育・研究審議会 (CNESER) (後述) 委員宛の書簡でも言及されている。
- 24 高等教育・研究行政に関する諮問機関。大学等の高等教育機関関係者 (教職員及び学

生計 41 名) 並びにその他の各界代表 (教育, 文化, 学術, 経済, 労働等から計 21 名) で構成される。

²⁵ CNESER 委員には 1 月 18 日に草案が送付された (2 月 13 日付 CNESER 委員宛フィオラゾ大臣書簡)。委員に送付された草案は, その直前の 1 月 15 日のものと思われる。

²⁶ フランス西部のブルターニュ地方の東端 (すなわち中央であるパリに最も近い) に位置する都市。

²⁷ Le Monde du 1^{er} février 2013, *Projet de loi sur les universités: "Ce texte porte en germe la mort de l'autonomie"*。

²⁸ 同様の趣旨を他の組合である全国自律組合連合 (Union nationale des syndicats autonomes: UNSA) が指摘している (UNSA, 2013)。

²⁹ EducPros.fr daté du 6 février 2013, *Stéphane Tassel (Snesup) : "Le pré-projet de loi ESR n'est pas à la hauteur des ambitions affichées"*,

<http://www.letudiant.fr/educpros/actualite/stephane-tassel-snesup-le-pre-projet-de-loi-sur-l-enseignement-superieur-et-la-recherche-n-est-pas-a-la-hauteur-des-ambitions-affichees-1.html> (平成 27 年 2 月 23 日参照)

³⁰ EducPros.fr daté du 1^{er} février 2013, *Loi sur l'enseignement supérieur et la recherche: la CPU pose ses exigences*, <http://www.letudiant.fr/educpros/actualite/la-loi-sur-l-enseignement-superieur-et-recherche-est-au-milieu-du-gue-pour-la-cpu.html> (平成 27 年 2 月 23 日参照)

³¹ EducPros.fr du 11 février 2013, *Laurent Beauvais (ARF) : "Les Régions veulent être des partenaires de l'enseignement supérieur, pas des sous-traitants"*, <http://www.letudiant.fr/educpros/entretiens/laurent-beauvais-regions-de-france-sur-l-enseignement-superieur-et-la-recherche-nous-voulons-etre-des-partenaires-plus-des-sous-traitants.html> (平成 27 年 2 月 23 日参照)

³² 但し, 改正教育法典案 L. 712-5 条で, 教学評議会の権限として, 「機関契約 (contrat d'établissement)」について意見を述べることができる旨の言及がなされている。

³³ CNESER DU 25 FEVRIER, Intervention de Stéphane Tassel, secrétaire général du SNESUP。

³⁴ EducPros.fr daté du 20 février, *Le ministère intègre des propositions des étudiants dans la loi ESR*, <http://www.letudiant.fr/educpros/actualite/le-ministere-integre-des-propositions-des-etudiants-dans-la-loi-esr.html> (平成 27 年 2 月 23 日参照)

³⁵ 実際法案においても, 「科学者の集り」の意味で “communauté scientifique” が用いられている例が複数箇所がある。例えば, “... une concertation avec la communauté scientifique, le monde socio-économique, les autres ministères concernés et les collectivités territoriales” (第 11 条, 下線は筆者)。

³⁶ 前述の通り法案には “communauté scientifique” が用いられているが, いずれも「科学

者の集り」の意味で使われている。

- ³⁷ 更に前述の通り、大学等の再編は義務的ではあるものの（国の契約の対象は再編後の機関群）、大学・高等教育機関共同体の選択は任意であり、当初から法案は統合、連盟の選択を認めていた。したがって、統合又は連盟を目指す大学は、共同体の在り方には大きな関心が無かったと思われる。実際、高等教育・研究法制定以前から幾つかの地域では、運営が複雑になると見込まれる PRES・共同体を嫌って、統合を選択した。
- ³⁸ EducPros.fr daté du 27 mars 2013, *Fabienne Blaise (Lille 3)* : “*Nous ne sommes pas encore tous d’accord sur la pertinence d’une université unique*”, <http://www.letudiant.fr/educpros/entretiens/fabienne-blaise-lille-3-nous-ne-sommes-peut-etre-pas-encore-tous-d-accord-sur-la-pertinence-d-une-universite-unique.html>（平成 27 年 2 月 24 日参照）
- ³⁹ EducPros.fr daté du 5 avril 2013, *Que restera-t-il des universités ?*, <http://www.letudiant.fr/educpros/opinions/que-restera-t-il-des-universites-la-tribune-du-president-de-paris-2.html>（平成 27 年 2 月 24 日参照）
- ⁴⁰ EducPros.fr daté du 17 mai 2013, *Loi ESR : les amendements adoptés en commission*, <http://www.letudiant.fr/educpros/actualite/la-loi-esr-votee-en-commission.html>（平成 27 年 2 月 24 日参照）
- ⁴¹ 「付設」は法人格を有しつつ一定の自律性を保持しながら他の機関に置かれるものであるが、「連盟」は二つ以上の機関の対等性を前提とした連携の在り方である。
- ⁴² EducPros.fr daté du 18 juin 2013, *Loi ESR : les opposants portent leurs revendications dans la rue*, <http://www.letudiant.fr/educpros/actualite/loi-sur-l-enseignement-superieur-et-la-recherche-les-opposants-se-mobilisent-dans-la-rue.html>（平成 27 年 2 月 24 日参照）
- ⁴³ EducPros.fr daté du 11 juin 2013, *Dominique Gillot (rapporteur de la loi ESR au Sénat)* : “*On ne peut jamais préjuger de l’issue d’un débat*”, <http://www.letudiant.fr/educpros/entretiens/dominique-gillot-rapporteur-de-la-loi-sur-l-enseignement-superieur-et-la-recherche-au-senat-on-ne-peut-jamais-juger-de-l-issue-d-un-debat.html>（平成 27 年 2 月 24 日参照）
- ⁴⁴ EducPros.fr daté du 27 juin 2013, *Loi ESR : les derniers compromis avant le vote solennel*, <http://www.letudiant.fr/educpros/actualite/loi-enseignement-superieur-et-recherche-les-compromis-atteints-en-cmp.html>（平成 27 年 2 月 24 日参照）
- ⁴⁵ 組織法第 2009-403 号で規定された法案に添付すべき報告書。国会に法案を提出する際に政府は、法案の対象となるものの現状、法案から得られる経済的・財政的・社会的・環境的効果の評価、実施の手法とその結果等についてまとめた報告書を提出する。
- ⁴⁶ EducPros.fr daté du 16 mai 2013, *Christine Musselin (sociologue)* : “*Les communautés d’universités, c’est risqué !*”, <http://www.letudiant.fr/educpros/entretiens/christine-musselin-sociologue-les-communautes-d-universite-c-est-risque.html>（平成 27 年 2 月 24 日参照）

【参考文献】

- 石村雅雄 (1991) 「フランスの大学の設置形態の分析：特徴ある公施設法人 (établissement public) の法制度的検討」『京都大学教育学部紀要』35, 165-176 頁。
- 大場淳 (2014) 「フランスにおける大学の連携と統合の推進：研究・高等教育拠点 (PRES) を中心として」広島大学高等教育研究開発センター編『大学の多様化と機能別分化 (戦略的研究プロジェクトシリーズⅧ)』広島大学高等教育研究開発センター, 41-59 頁。
- 小島佳子 (2013) 「フランス：オランダ政権の高等教育・研究法案」『IDE 現代の高等教育』553, 68-72 頁。
- 小林信一 (2013) 「大学統合および大学間連携の多様な展開」『レファレンス』753, 5-32 頁。
- Assises de l'Enseignement supérieur et de la Recherche (2012a). *Proposition du comité de pilotage aux Assises nationales: document de travail*. Paris: MESR.
- Assises de l'enseignement supérieur et de la Recherche (2012b). *Rapport au Président de la République*. Paris: MESR.
- CPU = Conférence des Présidents d'Université (2013). *Intervention du Président de la CPU sur le projet de loi ESR lors du vote au CNESER du 25 février 2013*. Paris: CPU.
- Dubois, P. (2013). Fioraso, retirez le projet de loi. *Histoires d'universités*, le 20 mars. <http://blog.educpro.fr/pierredubois/2013/03/20/g-fioraso-retirez-le-projet-de-loi/> (平成 27 年 2 月 24 日参照)
- Feltesse, V. (2013). *Rapport fait au nom de la Commission des Affaires culturelles et de l'Éducation sur le projet de loi relatif à l'enseignement supérieur et à la recherche*. Paris: Assemblée nationale.
- IGAENR = Inspection générale de l'administration de l'éducation nationale et de la Recherche (2005). *Recherche et territoires*. Paris: MEN.
- Le Déaut, J. -Y. (2013). *Refonder l'université, dynamiser la recherche: Mieux coopérer pour réussir*. Paris: OPECST.
- MEN = Ministère de l'Éducation nationale (2006). *Mise en place des pôles de recherche et d'enseignement supérieur (PRES)*. Paris: Dossier de presse du 22 mai.
- MESR = Ministère de l'Enseignement supérieur et de la Recherche (2013a). *Examen par le CNESER du projet de loi sur l'enseignement supérieur et la recherche*. Paris: MESR.
- MESR = Ministère de l'Enseignement supérieur et de la Recherche (2013b). *Projet de*

loi d'orientation pour l'enseignement supérieur et la recherche. Paris: MESR.

MESR = Ministère de l'Enseignement supérieur et de la Recherche (2013c). *Étude d'impact: projet de loi relatif à l'enseignement supérieur et à la recherche*. Paris: Assemblée nationale.

Monod, O., & Stromboni, C. (2013a). Les 15 points clés du projet de loi sur l'enseignement supérieur et la recherche. *EducPros.fr*, le 22 janvier.

<http://www.letudiant.fr/educpros/actualite/le-projet-de-loi-sur-l-enseignement-superieur-et-la-recherche-en-bref.html> (平成 27 年 2 月 22 日参照)

Monod, O., & Stromboni, C. (2013b). Six regards sur le pr · projet de loi sur le supérieur et la recherche. *EducPros.fr*, le 29 janvier.

<http://www.letudiant.fr/educpros/actualite/universites-et-ingenieurs-leurs-points-de-vue-sur-le-pre-projet-de-loi-sur-l-enseignement-superieur-et-la-recherche.html> (平成 27 年 2 月 22 日参照)

Monod, O., & Stromboni, C. (2013c). Les 15 points clés du projet de loi sur l'enseignement supérieur et la recherche. *EducPros.fr*, le 22 janvier.

<http://www.letudiant.fr/educpros/actualite/loi-enseignement-superieur-et-recherche-ce-qui-va-faire-debat.html> (平成 27 年 2 月 23 日参照)

Musselin, C., & Dif-Pradalier, M. (2014). Quand la fusion s'impose: la (re)naissance de l'université de Strasbourg. *Revue française de sociologie*, 55(2), 285-318.

Thouvenin, D. (2013). *Note d'analyse relative aux mécanismes de coopération et de regroupements d'établissements de l'enseignement supérieur proposés par le projet de loi n°835 relatif à l'enseignement supérieur et à la recherche du 20 mars 2013*. Paris: PRES Sorbonne Paris Cité.

UNSA = Union nationale des syndicats autonomes (2013). *Déclaration liminaire UNSA: CNESER des 18 et 19 février 2013 Avant-projet de loi sur l'enseignement supérieur et la Recherche*. Bagnolet: UNSA.